

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(平成31年度課税分から)

改正が適用される次期：平成30年1月以降の所得に適用

※市・県民税については、平成31年度より適用

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用はありません。

【市・県民税平成31年度以降の配偶者控除額・配偶者特別控除額】

配偶者の合計所得金額 ※()内は、給与収入のみ であった場合の対応する収入金額		納税義務者（扶養する人）の合計所得金額 ※()内は、給与収入のみであった場合の収入金額			
		900万円以下 (1,120万円)	900万円超 (1,120万円) 950万円以下 (1,170万円)	950万円超 (1,170万円) 1,000万円以下 (1,220万円)	
配偶者控除	38万円以下 (103万円以下)	配偶者が 70歳未満	33万円	22万円	11万円
		配偶者が 70歳以上	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下 (103万円超 155万円以下)		33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)		31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下 (160万円超 166万8千円未満)		26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下 (166万8千円以上 175万2千円未満)		21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下 (175万2千円以上 183万2千円未満)		16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下 (183万2千円以上 190万4千円未満)		11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下 (190万4千円以上 197万2千円未満)		6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下 (197万2千円以上 201万6千円未満)		3万円	2万円	1万円
	123万円超 (201万6千円以上)		対象外	対象外	対象外